

JT-F701  
遠隔会議サービス  
〔 Teleconference Services 〕

第1版

1993年4月27日制定

社団法人  
情報通信技術委員会

THE TELECOMMUNICATION TECHNOLOGY COMMITTEE

本書は、（社）情報通信技術委員会が著作権を保有しています。

内容の一部又は全部を（社）情報通信技術委員会の許諾を得ることなく複製、転載、改変、転用及びネットワーク上での送信、配布を行うことを禁止します。

<参考>

## 1．国際勧告などとの関連

本標準は、サービスが提供されるネットワーク環境に関係しない遠隔会議サービスの一般機能および属性を規定しており、1988年版CCITT勧告草案F.710(1990年に番号のみF.701に変更)に準拠したものである。

## 2．上記国際勧告などに対する追加項目など

### 2.1 オプション選択項目

なし

### 2.2 ナショナルマター決定項目

なし

### 2.3 その他

- (1) CCITT勧告ブルーブック中のF.710の番号がF.701に変更された。
- (2) 本標準は上記CCITT勧告に対し、先行している項目はない。
- (3) 本標準は上記CCITT勧告に対し、削除した項目はない。
- (4) 本標準は上記CCITT勧告に対し、以下の項目についての記述を追加している。

付属資料Aの表においてCCITTの勧告番号に対応するTTC標準番号を追記した。

## 3．改版の履歴

版数	制定日	改版内容
第1版	1993年4月27日	制定

## 4．工業所有権

本標準に関わる「工業所有権の実施の権利に係る確認書」の提出状況は、TTCホームページでご覧になれます。

## 5．その他

- (1) 参照している勧告、標準など

TTC標準 : JT-H242

CCITT勧告 : G.711、AV.111、112、113、  
240、241、310、311、312、  
313、330、.300

## 目 次

1. 序論	1
1.1 範囲	1
1.2 サービスの定義	1
1.3 TCSで使用する用語の定義	4
2. 網の必要条件	4
3. TCSの動作	5
3.1 概要	5
3.2 呼制御	5
3.3 基本的呼識別	7
3.4 機密保持に関する通信	7
4. サービス品質	7
4.1 概要	7
4.2 保守	7
4.3 サービスの継続期間	7
5. 端末	7
5.1 概要	7
5.2 制御機能	8
5.3 TCCB識別	9
6. 多地点動作	9
6.1 国際多地点遠隔会議	9
6.2 多地点オーディオグラフィック会議	9
6.3 多地点テレビ会議	10
7. 相互通信	10
8. 国際遠隔会議の予約	11
8.1 オーディオグラフィック遠隔会議	11
8.2 テレビ会議	11
9. 運用と営業上の課題	12
10. TCSに関するアンケートの結果	12
付属資料 A オーディオビジュアルサービスのための勧告リスト	13
付属資料 B TCSにおいて用いられる用語の定義	15

## 1. 序論

### 1.1 範囲

1.1.1 本勧告は主としてデジタル網において提供される国際遠隔会議サービス（TCS）において遵守すべき一般原則を定めるものである。

1.1.2 遠隔会議（TC）は国際的な遠隔通信サービスであり、主管庁によって提供され、遠隔地のユーザー間を端末と網により結び、実時間で会議を行うことを可能にする。

1.1.3 TCSはマルチメディアサービスとも言える。すなわち、複数のメディアが同一の通信チャネルを利用できる。

1.1.4 本勧告は遠隔会議サービスに関する一般勧告である。付属資料Aはオーディオビジュアルサービスに関連した、将来予定されているものを含む勧告の一覧表である。AV x x x番号は本表における分類であり、実際の勧告番号ではない。この分類は作業の進展により更新される。サービスに関する勧告はAV 100シリーズに記述されている。データ構造や端末の構造等に関する勧告はAV200シリーズに、ファシリティはAV300シリーズにそれぞれ記述される。

1.1.5 コンピュータ会議とMHSはここで扱う実時間遠隔会議サービスの範囲には含まれないが、コンピュータ会議とMHSのファシリティは遠隔会議に付加的に使用される可能性もある。これらのサービスは本勧告には含まれない。

### 1.2 サービスの定義

#### 1.2.1 概要

1.2.1.1 遠隔会議サービスは、網により2箇所あるいはそれ以上の異なる地点の個人あるいはグループ間の実時間会議を行うために必要な取り決めを与える。

会議の性質上、基本ファシリティである音声信号の交換は必須である。

音声以外のファシリティの交換に関して付加的なファシリティの使用は会議の参加者が決定する。3箇所あるいはそれ以上の地点にある端末の相互接続には特別のファシリティが必要で、これを多地点制御装置（MCU）と呼び、すべての地点がそれぞれ接続される。MCUは接続された地点間で所定の信号の分配を行い、接続された端末間の手順の実行に加わる。

1.2.1.2 TCSは実時間サービスとして以下のカテゴリーに分類される。

##### a) オーディオグラフィック会議サービス

音声信号が動画像情報を除く非音声情報（データ、テキスト、グラフィック、etc）と制御情報と共に交換される形のTCS。

遠隔会議間中のドキュメントの伝送はCCITT勧告T. 400、T. 500、T. 600シリーズやテレライティングの勧告を利用することで実現される。

異なる形式のオーディオグラフィック会議間の相互接続や相互通信は今後の検討課題である。

b) テレビ会議サービス

音声と動画像情報が、オプションの非動画像情報、テレマティック情報、制御情報（話者識別、発言権要求情報、e t c）と共に交換可能なT C S。

1.2.1.3 本勧告に使用している用語の意味を付属資料Bに記す。

1.2.2 基本的要求条件

T C Sの基本的要求条件は次のとおり

- a) 本サービスが既存のサービスや網の勧告の変更を必要としない。
- b) 遠隔会議端末の相互接続／相互通信に関して能力の基本レベルが決められており、これをデフォルト状態とする。高位の相互通信能力は遠隔会議プロトコルを介在してやりとりされる。
- c) T C Sを複数の主管庁に提供することが可能である。
- d) 各主管庁がT C Sを提供する網を決定する。
- e) 最低限、C C I T T勧告G. 7 1 1による標準音声を用いた相互通信を保証しなければならない。
- f) 特に1. 2. 1. 2節 a) 、b) に示されるT C Sは以下の基本機能を提供する。

f 1) 会議管理機能

- 網レベルでの呼設定、呼確立、呼切断
- 多地点機能の処理
- T C S呼制御フェーズ（3.2節）中の種々の端末、機器に対する供給チャンネルの切り替え

f 2) 端末処理機能

- オーディオやビデオのような端末機能の操作と管理
- 遠隔会議サービスのタイプによるがサービス中に使用可能なすべてのテレマティック端末機能の操作と管理、すなわち以下に対する通信機能
- テレライターの使用
- マーカーの使用
- ファクシミリの使用
- 静止画像の使用
- テレテックスの使用
- 会議の設定と切断
- 話者識別
- 発言権の要求、発言権の授与信号
- 話者マイクの制御
- 回線故障信号
- その他

f 3) さまざまなT C Sフェーズにおいて要求されるサービス（音声は常に利用できると思われる。）を可能とするための調整、会議管理、端末プロトコル。

すなわち

- テレライティング
- ファクシミリ
- テレテックス

-静止画像

上記すべての機能は特別な訓練を必要としないで、実際の会議の出席者によって簡単にコントロールできる方法で実現されなければならない。

#### f 4) ローカル管理機能

-ローカル会議の設定

-ローカル機能の有効/無効設定

### 1.2.3 オプション機能

1.2.3.1 暗号のようなオプション機能は端末や網によって提供される。その使用は双方あるいは参加者全員の同意によってのみ可能とする。

### 1.2.4 標準オプション

1.2.4.1 より機能的な端末は基本的な機能以外の特殊な機能、すなわち編集、自動発着呼、呼接続などを提供することが出来る。

これらのオプション機能は標準化が必要である。いくつかのオプション機能は網の付加サービスとして提供されなければならない。(たとえば閉域ユーザグループ：CUG)

一般に、付加サービスは電話に対するものと同じである。

1.2.4.2 近い将来TCSは下記のような特別なサービスの増大に備え、主管庁は早期の導入に注意を払う必要がある。

-短縮アドレス発呼

-マルチアドレス発呼

-課金通知

1.2.4.3 特別サービスは、網に代わってあるいは網と同様にTCS端末から提供される場合もある。

1.2.4.4 端末は、端末間のそして多地点接続ではMCUとのネゴシエーションにより他の端末のファシリティを知る。

注1：主管庁は、非標準オプションの導入の必要性を最少とすべく、標準化され国内的に定義されたオプションを確保するように努力を要する。

注2：サービスの発展とともにさらなる検討が必要である。

### 1.2.5 非標準オプション

1.2.5.1 これらのオプションはCCITTで定義すべきものではない。

### 1.3 TCSで使用する用語の定義

1.3.1 付属資料Bに記載されている用語はそれらが使用された際の定義による。

## 2. 網の必要条件

2.1 TCSは最終的にISDNで利用される。ISDNが広範囲に普及しない場合は主管庁は国内的なTCSを提供する網を定めなければならない。

2.2 TCSは下記によりアクセス可能となる。

- a) ISDNによる64kbpsの整数倍の交換による半固定あるいは固定接続
- b) CSPDNによる64kbpsの整数倍の交換による半固定あるいは固定接続
- c) 利用可能な上記以外の網による64kbpsの整数倍の接続
- d) 64kbpsの整数倍の交換による半固定あるいは固定接続
- e) 主管庁からのPSTN

注：パケット交換公衆データ網（PSPDN）と公衆交換電話網（PSTN）は、遠隔会議においてある種のテレマティックサービスを利用する時に使用することが可能な場合がある。

PSPDNは音声と動画を伝送することはできない。一対の端末を異なった網を介して接続することは既存網とISDNの間の橋渡しとして一時的な解決策と考えることができるが、好ましいことではない。

2.3 異種網間の相互接続は国際的な接続において保証されなければならない。

2.4 国際接続では国際デジタル伝送ファシリティを使用する。必要ならば双方の同意が得られた場合に限りその他の方法で行われる場合がある。

2.5 異種網間の相互接続を考慮して両方向の伝送に同一の網が使用されるべきである。

2.6 TC端末間が異なる網で国際相互接続された場合、適当であればCCITT勧告X.300を適用すべきである。

2.7 網はオプションと私的使用形態にいかなる制約もつけてはならない。

2.8 衛星による接続を行う場合、2回を超える衛星中継は行わない。

欄外 注1) 電話多地点会議はオーディオグラフィック会議の簡易な形態と考えられる。

オーディオグラフィック会議のその他の形態には、通常の電話に比べ、良好な音質を提供する全二重あるいは半二重で動作するスピーカホン端末が含まれる。（これらは広帯域音声符号化も含む。）また、発言権の要求、発言権の授与、発言者の認識などの信号の通知も有り得る。

注2) サービス提供者側の担当者は必要としない。



### 3. TCSの動作

#### 3.1 概要

3.1.1 国際接続におけるTCSは下記のいずれかの形態を使用するであろう。

- － 予約または半固定接続（例えば手動呼設定）
- － 即時接続（自動交換）
- － 固定接続（専用回線）

CCITT勧告AV. 111、112、113も参照。

3.1.2 通信方法は次に示す通りであろう。

- － 両方向交互形（TWA）（ただし、利用可能ならオーディオと動画は常にTWS）
- － 両方向同時形（TWS）

CCITT勧告AV. 111、112、113も参照。

3.1.3 相互接続と相互通信は以下の間で保証されるであろう。

- a) 異なるタイプの網間
- b) 異種端末間（例えば異なる伝送速度）
- c) 異種のサービス間

相互接続のための範囲と機能は今後の検討課題である。

CCITT勧告AV. 111、112、113、240、241、242に詳細な相互接続の可能性が示されている。

#### 3.2 呼制御

3.2.1 各呼の制御は次の2つのフェーズに分割されるであろう。

- － 呼制御フェーズ
- － 通信フェーズ

##### 3.2.1.1 呼制御フェーズ

以下を含む。

###### a) 呼設定

網への接続は、会場場所の間を直接または会場場所とMCUの接続を経由して設定される。各会場場所とMCUは通常一つの網に接続される。最終的に、これはISDNであろう。

しかしながら、当分は複数の網の接続が発生するであろう。これらはTCSで使用されるテレマティクサービスに応じて要求できる。（例えば、オーディオのためのPSTNおよびテレテックスのためのCSDN）

このフェーズでは使用されるどのような付加サービスをも要求するべきである。例えば、以下のサービスなどがある。

- － 閉域ユーザグループ（CUG）
- － 呼識別
- － 課金情報
- － 着信課金

遠隔会議の管理は“会議司会者”により処理される。会議を管理する制御機能は、“会議司会者”、TCS操作者またはMCU経由で提供される自動的な手段により操作されるであろう。遠隔会議のために提供された制御機能は、遠隔会議のタイプ（例えば、オーディオ、オーディオグラフィック、ビデオ）に依存するが、次の項目の組み合わせで構成されるであろう。制御機能とは次の能力である。

- － 参加者の会議への接続
- － 切断された遠隔会議参加者の再接続
- － 操作者への支援要請
- － 選択された会議参加者の切断
- － 遠隔会議参加者の識別または、遠隔会議への接続以前の参加者の確認
- － 会議の終了
- － 付加機能が使用されている場合、要求される他の制御機能の実行

#### b) 相互通信設定

網接続が設定されると、各会場場所間の通信は、遠隔会議プロトコル（SGⅦ課題23参照）の制御下となる。

#### c) 通信終了

遠隔会議は次のどれか一つの手段により終了されるであろう。

- 1) 会議司会者が会議の終了を決定し、終了手続きをする。
- 2) 全ての会議参加者が切断する。
- 3) MCUが参加者を切断する。（例えば予約時間の満了）  
個々の場所は会議を終了することなく切断することができる。

#### d) 接続の解放

網の接続解放は、網および／または管理手順に関係した信号手順の問題である（例えば専用回線の場合）。

### 3.2.1.2 通信フェーズ

a) 各会場場所で“会議司会者”と“会合司会者”の機能が参加者の希望で実行できる（付属資料Bの“会議司会者”と“会合司会者”の用語定義参照）。このような場合、“司会のある会議”と呼ばれる。ただ一人の“会合司会者”だけが会議司会者としてのさらなる“役割”を持つことができる。

b) 会議司会者の主な仕事は、古典的な意味での会議の議長を務めることである。司会者としての“操作”は最小限に留められなければならない。チャンネル（例えばテレライタ、ファクシミリなど）の開閉は自動的に行われる。参加者のマイクロホンおよび／またはカメラのみが会議司会者によって制御されるが、これは大きなあるいは正式な会議で実行されるだけである。もし、マイクロホンとカメラが会議司会者によって制御されていなかったら、“司会のない会議”と呼ばれる。

c) 呼設定フェーズと通信形態を変更した後のフォールバックモードの初期は司会のない状態である。

d) また、このフェーズでいくつかの付加サービスも提供される。（今後の検討課題）

### 3.3 基本的呼識別

3.3.1 オーディオグラフィック会議とテレビ会議のプロトコルは、全てのオーディオモードとメッセージ、ドキュメントなどの送受信処理に含まれる。

送信、受信端末および／またはMCUのアドレス交換は今後の検討課題である。

### 3.4 機密保持に関する通信

3.4.1 TCSユーザに遠隔会議は安全であるという信頼を得ることは、きわめて重要である。呼設定と通信の両フェーズの間、双方あるいは多数間の同意に基づく機密保持メカニズムを提供することは、個々の主管庁の義務である。遠隔会議を提供するために必要な機密保持には2つのレベルがある。

- － プライバシーの保護
- － 許可されていない網アクセスの阻止

両方のレベルに対する基本的要求条件は今後の検討課題である。

## 4. サービス品質

### 4.1 概要

4.1.1 個々のサービス品質は遠隔会議に含まれる個々のサービス（一般にこれらは適切なCCITT勧告で規定されている）と同じにするべきである。（例えば、オーディオ、ファクシミリ、テレテックス、ビデオテックス、動画像など）

### 4.2 保守

4.2.1 各主管庁は、もし必要なら操作者を援助するための保守センターを各TCS網に準備すべきである。

### 4.3 サービスの継続期間

4.3.1 国際TCSは、可能な所では、1日24時間連続してサービスされるべきである。

## 5. 端末

### 5.1 概要

5.1.1 端末（図5-1/JT-F701参照）は下記から構成されている。

- － TC（遠隔会議）共通ボックス（TCCB）
- － 関連機器

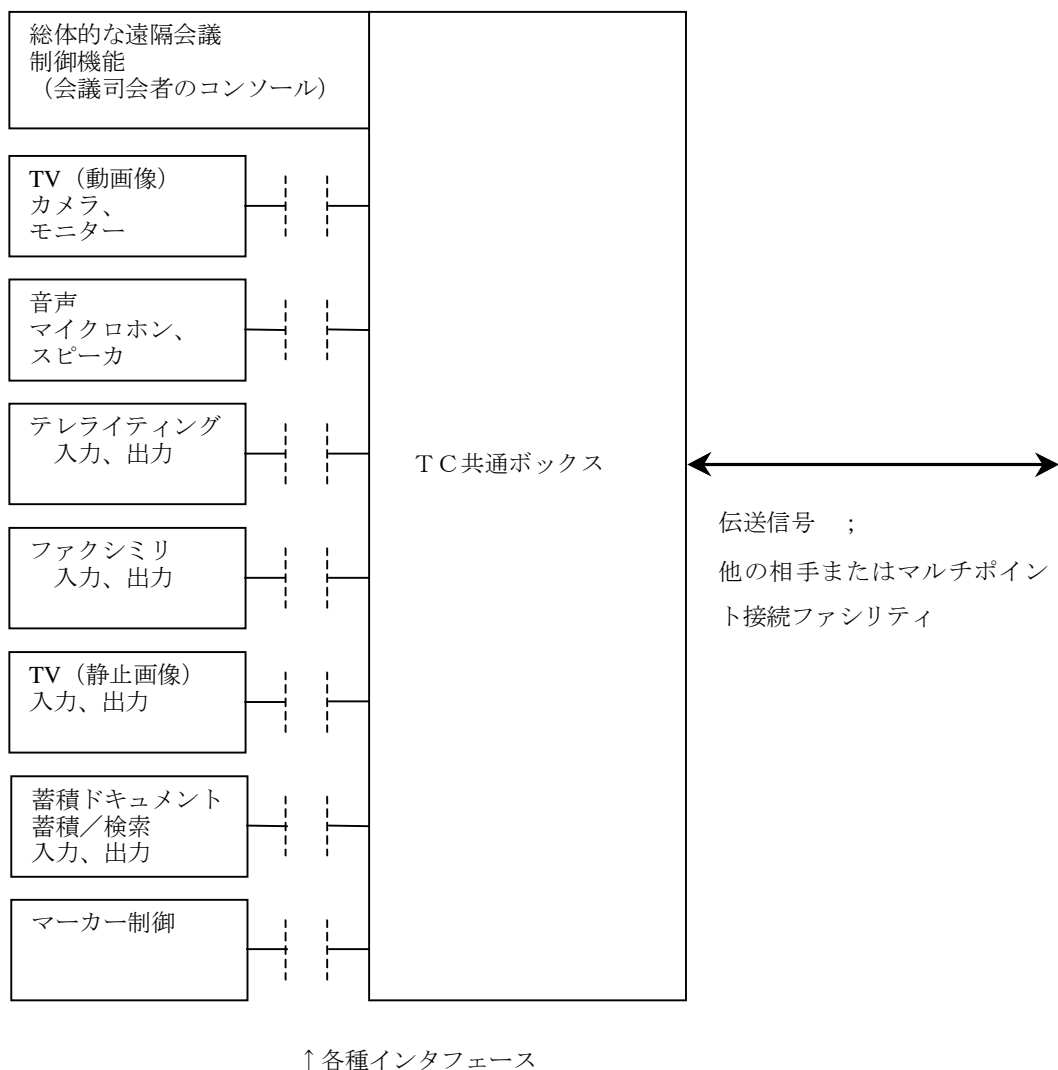


図5-1 / JT-F701 TC (遠隔会議) 共通ボックスと関連機器の概要図  
(CCITT F. 701)

5.1.2 TCCBは一方(網側)で網のインタフェースに、他方(ユーザ側)では、各関連機器のインタフェースに整合している。

5.1.3 関連機器はアプリケーション端末である。

5.1.4 端末はCCITT勧告AV310、311、312、313と330に記述されるであろう。

## 5.2 制御機能

5.2.1 提供される制御機能は以下の通り。

a) 一般的な制御機能(オン/オフ切り替え、呼設定、音量制御、発言権の要求、発言許可など)。これらの機能のあるものはオプションであり、今後の検討課題である。

b) 関連機器に結合された制御機能。

5.2.1.1 一般的な制御機能は操作卓の操作に結合されている。

制御機能には2種類あると考えられる。

- － 会合司会者の制御機能
- － 会議司会者の制御機能

5.2.1.2 関連機器に結び付けられる制御機能は対応するC C I T T勧告で定義される。

5.2.1.3 司会者が操作卓を操作する必要性は最小限にするべきである。

### 5.3 T C C B識別

5.3.1 各T C C Bは唯一の識別を持つであろう。(3.3.1節参照)

5.3.2 呼の制御フェーズの間、接続されているT C C Bの識別を確認することは会議司会者の義務である。

このために、接続されている端末の識別は会議司会者にとって目に見えるようになっているとよい。

## 6. 多地点動作

6.1 国際多地点遠隔会議サービスは1つあるいはそれ以上のMCUによって提供される。

各MCUは1つあるいはそれ以上の端末にサービスし、他のMCUに相互接続される。

### 6.2 多地点オーディオグラフィック会議

MCUは多数の端末間および／または他のMCUとの間でオーディオビジュアル情報を相互に交換する能力を提供する。

それは網内に置くことができる。あるいは、網への複数接続能力を持った端末の一部と考えることができる。

衛星伝送の場合は網形態には特別な注意を払わなければならないが、地上網あるいは衛星網に対するMCUの基本機能は同じである。

国際オーディオグラフィック会議サービスにおける基本機能を提供するために、MCUで行うべき仕事は以下の通りである。

- － 網アクセスとインタフェース
- － フレーム構造の管理、多重化と分離
- － オーディオ信号のミキシング
- － サブチャネルの処理
- － 制御メッセージの分析
- － オーディオグラフィック遠隔会議端末と他のMCUへの信号のルーティング
- － 暗号化された信号の取扱い
- － 端末の相互接続
- － オフィスオートメーションファシリティ
- － 操作卓
- － 切断された参加者に関する“会議司会者”への通知
- － 切断された参加者の会議への再接続
- － 必要ならいつでも会議参加者へ予告を行うこと

予約システムはMCUに統合されるべきである。あるいはMCUに接続された別システムにより提供されるであろう。

遠隔会議のための予約は予約センターを通じて行われるであろう。

### 6.3 多地点テレビ会議

動作モードすなわち切り替え決定基準は、各主管庁の多地点テレビ会議サービスの考え方に依存する。自動あるいは手動であっても、いかなる解決法も多地点テレビ会議の基本原理を変更することなく実行できる。それぞれの解決法において、MCUは各出力ポートに他の全てのポートからのオーディオ信号を混合して供給する。

最小限のMCU動作モードは次の通りである。入力音声チャンネルを比較することにより、MCUは最も声の大きい話者（新話者またはNSと呼ぶ）を選択する。以前に声の大きい話者（前話者またはPSと呼ぶ）のいるMCUによって2番目のチャンネルが選択される。NSにはPSチャンネルが送られ、他の場所にはNSチャンネルが送られる。このモードは、通常多地点会議が設定されるときに使用される。

最小限のMCUモードは自動であり、いかなる余分のファシリティをも必要としない。地上網あるいは衛星網用MCUの基本機能は同一である。国際テレビ会議サービスにおける基本機能を提供するために、MCUは次の能力を持つべきである。

- － 入力信号を一つのパイロットクロックに同期すること
- － 異なった信号をフレームクロックに同期させるためにフレーム同期を抽出すること
- － それぞれの入力信号におけるコーデック間信号チャンネルにアクセスするために信号チャンネルからフレームパリティ、マルチフレームおよびスーパーマルチフレーム同期を抽出すること
- － この信号チャンネルを処理すること
- － 暗号化されていないサービスにおいて、音声チャンネルを処理して開放的な音声システムを創造すること
- － 基準の選択（自動あるいは要求による）に従って画像の交換と配送を決定すること
- － 準備を整え切り替え期間中およびその後の劣化を避けるため、コーデックに切り替えの決定を知らせること
- － 選択されたビデオチャンネルに開放的な音声チャンネルと有効チャンネルを多重化すること
- － 再構成された信号を相当する出力ポートに分配すること

多地点動作のための手順（呼設定、プロトコルなど）とMCUの記述はCCITT勧告AV231、232、233と4xx（この内容は今後の検討課題として拡張されるべきである）で与えられる。

## 7. 相互通信

さまざまな種類のTCS間の相互通信やTCSと他のサービス（たとえば、電話、テレビ電話）間の相互通信は、勧告AV240、241、242に記述されている（継続検討要）。

## 8. 国際遠隔会議の予約

### 8.1 オーディオグラフィック遠隔会議

指定された時間にオーディオグラフィック遠隔会議サービスを確実に実行するために、少なくともMCUは予約しておく必要がある。通常、予約はサービスが自動化されると、利用者が行う。また、サービス提供者は手動による予約システムを提供することもできる。この予約手続きは通常各サービス提供者に任されている。しかし、国際オーディオグラフィック遠隔会議サービスの調和のとれた運用の一般的なガイドラインは以下のとおりである。予約は、オペレータサービスにより行われる。

次の情報が会議召集者によって与えられなければならない。

- － 参加する端末のリスト
- － セッションの開始時間
- － セッションの終了時間
- － セッションの名称
- － 端末の名称

会議召集者は、会議を予約するために、普通の電話回線を通して予約センタ（RC）にアクセスできる。自動システムではデータ端末を使用することができる。また手動システムでは、音声で予約が行われる。予約センタは、どのMCUとどの回線がその会合に必要なかを決定し、続いてこれらを予約する。それぞれの端末はどのMCUに接続するかを通知される。

会議中、議長は予約簿にアクセスできる。この手段により、会議中に次回の会議を決定することができる。

### 8.2 テレビ会議

テレビ会議は伝送速度が高いため、MCUだけでなくポイント・ポイントにしる多地点間にしる、少なくとも国際回線の予約が必要である。通常、国際テレビ会議の予約は手動で行われる。また、サービス提供者は国内テレビ会議あるいは国際テレビ会議の国内部分に対して自動予約システムを提供することもできる。

国際間のポイント・ポイントや多地点間のテレビ会議の手動での予約手続きでは、調和のとれた運用を保証するために一般的なガイドラインが必要である。

国際テレビ会議に関するすべての予約管理は、関係するサービス提供者の国内予約事務所（NRO）によってなされるべきである。予約は電話で行うのが望ましい。しかし、発呼の前に予約が確認されなければならない。

テレビ会議の予約に必要なとされる情報は、オーディオグラフィック遠隔会議の予約に必要なとされるものと同じである。（詳細は要検討）

国際テレビ会議サービスに係るサービス提供者は次の項目を合意しなければならない。

- － 最も遅く予約ができる期限
- － 最も早く予約ができる期限
- － 最小予約時間（会合の時間）
- － 予約のための最少の付加手続き
- － NRO間で予約を確立するための手順
  - a) 臨時の予約
  - b) 通常予約
- － 終了時刻延長の手順
- － 課金方法

（上記項目はすべてではなく、詳細は要検討）

## 9. 運用と営業上の課題

保守、料金の原理等に関する問題は今後さらに検討を要する。

## 10. TCSに関するアンケートの結果

結果は寄書 COM I - 98, 研究期間 1985-1988 に報告されている。（遠隔会議サービスに関するアンケートの回答）



付属資料 A オーディオビジュアルサービスのための勧告リスト（注）

（J T - F 7 0 1 に対する）

				CCITT 勧告 番号	TTC 標準 番号
<b>A.1 サービス定義</b>					
AV 100	AV サービスのための勧告概要	SG I			
*AV 110	遠隔会議サービス	SG I		F.701	JT-F701
AV 111	オーディオグラフィック会議サービス	SG I		F.711	
AV 112	テレビ会議サービス	SG I			
*AV 120	テレビ電話サービス概要	SG I		F.720	JT-F720
*AV 130	テレビ会議サービス概要	SG I		F.730	JT-F730
<b>A.2 インフラ（基盤）</b>					
AV 200	AV サービスのインフラ（基盤）としての 勧告概要	SG XV		H.200	
			/VIII		
AV 210	参照ネットワーク構成	SG XV			
AV 220	フレーム構造のための勧告概要	SG XV			
			/VIII		
*AV 221	オーディオビジュアル・テレサービスにおける 64kbit/s から 1920 kbit/s チャネルのフレーム構造	SG XV		H.221	JT-H221
			/VIII		
AV 222	オーディオビジュアル・テレサービスにおける 384-2048kbit/s チャネルのフレーム構造	SG XV			
AV 223	...（オーディオビジュアルテレサービスにお ける高ビット/レートフレーム構造）	SG XV			
*AV 230	オーディオビジュアルシステムのための フレーム同期の制御信号と通知信号	SG XV		H.230	JT-H230
			/VIII		
*AV 231	2Mbit/s までのデジタルチャネルを使用したオー ディオビジュアルシステムのための多地点会議制御 ユニット	SG XV		H.231	JT-H231
			/VIII		
AV 232	384-2048kbit/s のためのマルチポイント制御装置	SG XV			
*AV 233	オーディオビジュアルサービスのための 機密保持システム	SG XV		H.233	JT-H233
AV 240	相互通信原則	SG XV			
*AV 241	64kbit/s 以下の 7kHz オーディオコーデックの適用に 関するシステムの側面	SG XV		G.725	JT-G725
			/VIII		
*AV 242	1920kbit/s までのデジタルチャネルを利用したオー ディオビジュアル端末間の通信を設定する方式	SG XV		H.242	JT-H242
			/VIII		
*AV 243	2Mbit/s までのデジタルチャネルを使用した 3 対地 以上の AV 端末間の通信確立手順	SG XV		H.243	JT-H243
			/VIII		
<b>A.3 システムと端末装置</b>					
AV 300	AV システムと端末のための勧告概要				
AV 301	AV 端末装置の勧告概要				
AV 310	遠隔会議を行うための要求条件				
AV 311	オーディオグラフィックシステムと端末の要求条件	SG XII			
			/XV		
			/VIII		
AV 312	テレビ会議システムと端末の要求条件	SG XV			
*AV 320	狭帯域テレビ電話・会議システムとその端末装置			H.320	JT-H320
AV 321	オーディオ	SG XII			
			/XV		
AV 323	ビデオ	SG XV			
AV 330	ファシリティ符合化				

#### A.4 プロトコル

AV 400	オーディオビジュアルサービスのための プロトコル構造	S G I /XVIII /XV /VIII
AV 410	オーディオビジュアルサービスのための オーディオプロトコル	S G XVIII
AV 420	オーディオビジュアルサービスのための ビデオプロトコル	S G XV
AV 430	オーディオビジュアルサービスのための グラフィックプロトコル	S G XIII
AV 431	グラフィック端末のプロトコル	S G XIII
AV 451	オーディオグラフィック会議のプロトコル	S G XIII

#### A.5 他の要求条件

注) \*を付けたものは実際のTTC標準名で、それ以外は概要である。

## 付属資料 B

(J T - F 7 0 1 に対する)

### T C S において用いられる用語の定義

#### B.1 基本的要求条件

基本操作モードのために必須であり、かつ国際間の T C S における端末又は網において利用できるものとして、C C I T T で定義されたサービスの内容。

#### B.2 通信

遠隔通信網において、2 者あるいはそれ以上の加入者間で互いの同意に基づいた規約を用いて行われる情報の交換。

#### B.3 会議

2 つ以上の地点において、ある共通の話題についての議論や相談を行うために開かれる複数の人々による会合。

#### B.4 会議司会者

会議のための準備、進行、片付けを行う人。会議参加者に必要に応じて発言権を与えるなどの網と端末の機能の調整や管理を行う。これら全ての機能は、会議の実際の参加者が特別な訓練を受けることなく容易に操作できるように設定されなければならない。(すなわちサービス提供者側の人員を必要とすべきではない。)

#### B.5 マーカー

会議において表示された画像の一部に注意を引き付けるための道具。

#### B.6 会合

複数人間が会議に参加するため特定の時間、特定の場所に来て集まること。とくに T C S においては 1 つの遠隔会議を構成する複数の地点(会合場所)における人の集まりの 1 つ 1 つを指す。

#### B.7 会合司会者

T C S において 1 つの遠隔会議を構成する各地点での会合における司会を主として行う人。会合司会者は各会合の場所に配置することができ、番号によって識別される。

#### B.8 会合場所

1 つの遠隔会議を構成する複数の地点。

#### B.9 多地点制御装置(M C U)

3 つ以上の遠隔会議端末の接続を可能とする装置であり、網内に置くこともでき、あるいは網への複数接続能力を持った端末の一部と考えることもできる。

#### B.10 非標準オプション

基本的要求条件に対する追加として、C C I T T で定義されないサービスの内容であり、国際間の T C S の加入者によって選択的に使用することができるが、常に加入者間での事前の同意が必要である。

#### B.11 標準オプション

基本的要求条件に対する追加として、CCITTで定義されたサービスの内容であり、国際間のTCSの加入者によって選択的に使用することができる。これらのオプションは端末と網のどちらから提供されるものであってもよい。

#### B.12 遠隔通信

機械的、電氣的、もしくは他の電磁氣的システムによる、あらゆる種類の信号、文書、画像、音声の送信、受信の総称。

#### B.13 テレライティング

文書通信サービスの一つであるが、送信側で書くのにあわせて受信側で表示されるように図形情報の伝送を行うことができる。この表示は通常リアルタイムであるが、伝送遅延が含まれてもよい。

#### B.14 実時間会議

実時間会議とは、

- 1) 接続された端末間の様々な信号の伝送に必要な時間が、会議における人間の応答に比較して十分に短いこと。
  - 2) 会議出席者が同時に会議に参加すること。
- の2つを意味する。

#### B.15 会議召集者

会議のための施設を準備、予約する人。

#### B.16 司会のある会議 (conducted conference)

司会者が(発言権の要求に対して)発言権を与えるなどのために(電氣的な)信号を操作し、また参加者のマイクロホンの制御を行う会議。

#### B.17 司会のない会議 (non - conducted conference)

この種の会議では(電氣的な)司会行為は行われない。全てのマイクロホンは作動状態のままであるか、または音声の安定のために音声スイッチによって自動的に切り替えられるのみである。

#### B.18 予約事務所

TCSのための回線の接続、及びもし可能な場合はMCUや他の機器の予約を行う国内の管理センター。

#### B.19 保守センター

TCSにおける不正の監視及びその解決を行う国内の管理センター。

#### B.20 ファクシミリ

図形や手書きまたは印刷された文書に対して、関連する勧告によって定められた制限及び特性の範囲内で原本を遠隔再生すること。

## B.21 相互通信

遠隔会議における相互通信とは、1つのサービスにおいて表現された情報を別のサービスにおいても表現できるように翻訳する能力（この能力は網または端末に分散可能）、及びそのために必要に応じて網間の相互接続能力をもつことである。

相互通信は、TC環境におけるサービス間どうし、またはTCサービスと他のサービスとの間でも有効である。

## B.22 相互接続

システム、網、端末及びそれらの要素の関係、とくにサービスを提供するための信号、（低位レベルの）プロトコル及び他の技術手段をいう。

TTC標準作成協力者（平成5年2月25日現在）

第五部門委員会			検討グループ（特別専門委員）		
部門委員長	安田 浩	日本電信電話(株)			
副部門委員長	河井 正彦	沖電気工業(株)			
副部門委員長	藤本 功	三菱電機(株)	○大久保 栄	日本電信電話(株)	
委員	工藤 暁	キヤノン(株)	川原 常盛	京セラ(株)	
〃	早崎 博之	三洋電機(株)	岡田 浩行	シャープ(株)	
〃	吹抜 洋司	(株)東芝	寺岡 心光	(株)東芝	
〃	平岡 誠	富士通(株)	村田 隆弘	(株)日立製作所	
〃	高橋 賢一	松下電器産業(株)	藤山 武彦	富士通(株)	
〃	吉田 功	東京電力(株)	近澤 武	三菱電機(株)	
〃	(旧) 丸田 力男	日本電気(株)（'92.11.26 まで）			
〃	(新) 西谷 隆夫	〃			
〃	林 伸二	日本電信電話(株)			
〃	鈴木 俊郎	(株)日立製作所			
〃	橋本 秀雄	日本電信電話(株)			
〃	和田 正裕	国際電信電話(株)			
〃	大久保 栄	日本電信電話(株)			
第五部門委員会第二専門委員会					
専門委員長	○橋本 秀雄	日本電信電話(株)			
副専門委員長	◎和田 正裕	国際電信電話(株)			
委員	橋 国昭	宇宙通信(株)			
〃	○飯田 昌久	国際電信電話(株)			
〃	細川 正美	東京通信ネットワーク(株)			
〃	◎池田 泰久	日本電信電話(株)			
〃	江角 斉	岩崎通信機(株)			
〃	堤 良夫	沖電気工業(株)			
〃	森川 重則	カシオ計算機(株)			
〃	大谷 正寿	キヤノン(株)			
〃	西村 利浩	九州松下電器(株)			
〃	岩崎 俊	京セラ(株)			
〃	小山田 応一	国際電気(株)			
〃	山田 浩	三星電子ジャパン(株)			
〃	斉藤 善範	三洋電機(株)			
〃	福崎 和廣	シャープ(株)			
〃	平井 秀幸	住友電気工業(株)			
〃	礮村 政一	セイコーエプソン(株)			
〃	栗原 章	ソニー(株)			
〃	三池田 健治	(株)大興電機製作所			
〃	吉田 純	(株)田村電機製作所			
〃	南 重信	(株)東芝			
〃	◎古閑 敏夫	日本電気(株)			
〃	浅見 武義	日本ビクター(株)			
〃	岡野 一美	日本無線(株)			
〃	(旧) ◎柴田 洋二	(株)日立製作所（'92.11.26 まで）			
〃	(新) 後藤 浩	〃			
〃	西澤 美次	富士通(株)			
〃	前之園 敏雄	富士電機(株)			
〃	尾形 茂之	松下通信工業(株)			
〃	徳永 吉彦	松下電工(株)			
〃	大和 真二	三菱電機(株)			
〃	池田 勇	(株)明電舎			
〃	金子 誠	ヤマハ(株)			
〃	谷川 俊昭	(株)リコー			
〃	清水 英夫	東京電力(株)			
〃	特 大久保 栄	日本電信電話(株)			
〃	特 上野 裕	三菱電機(株)			

TTC事務局 田母神昌彦（第5技術部）

注 特 は特別専門委員を示す

◎は検討グループのリーダー、○は検討グループのサブリーダーを示す